

別紙

# 平成 26 年度山梨県計画 に関する事後評価

令和 2 年 0 1 月

山 梨 県

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 11,881 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 → 目標：50 施設	
事業の達成状況	・在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 21 チームの多職種連携チームを形成、80 施設の診療所等が研修会等に参加	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 平成 26 年度から平成 30 年度の間に医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 21 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.26】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 2,454 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅歯科医療人材の育成を図るため、歯科医療従事者等を対象に、高齢者の食支援（摂食嚥下）、終末期の緩和ケア、五疾病に対応した医科歯科連携等の研修事業の実施を支援する。  アウトプット：在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 （7 回・参加 500 人） アウトカム：在宅療養支援歯科診療所の数 42 施設(H28) → 42 施設以上(H29)	
事業の達成状況	アウトプット： 在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (H29 年度 7 回・参加 674 人) 在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (H30 年度 5 回・参加 423 人)  アウトカム： 在宅療養支援歯科診療所の数 42 施設(H28) → 55 施設(H30)	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 歯科医療従事者への研修を実施することにより、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が強化された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 在宅歯科医療や研修の実施について豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.32】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 1,923 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 発達障害の診療を標榜する医療機関 現状：13 箇所 → 目標：増加	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27 年度 検討委員会の開催 (3 回) 研修会の開催 (1 回) 診療マニュアルの作成・発行 (200 部)</li> <li>・ 平成 28 年度 検討委員会の開催 (3 回) 研修会の開催 (1 回) 診療連携に必要な連携シートの作成</li> <li>・ 平成 29 年度 検討委員会の開催 (3 回) 研修会の開催 (1 回) 診療連携パスの作成 連携シートの試行、見直し</li> <li>・ 平成 30 年度 検討委員会の開催 (4 回) 研修会の開催 (1 回) 連携シートの試行、見直し</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>発達障害のある子どもがより身近な場所で医療が受けられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、治療について習得する機会を確保すること、また、具体的な診療連携のための仕組みについて検討を行うことは有効である。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるこころの発達総合支援センターが事業主体となって診療連携に必要なマニュアル及び連携シートの作成や、研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.51】 産科医確保臨床研修支援事業	【総事業費】 119 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>県内の分娩取扱医療機関数は、平成 16 年の 24 施設から平成 29 年には 15 施設と減少している。これは過酷な勤務状況にある産科医師の減少によるものである。このような中、新たな産科医師の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>アウトプット：・新たな後期研修医の確保（2 人） ・他大学への短期派遣研修の参加人数（2 人）</p> <p>アウトカム：産科医師数の維持・確保 現状 60 人（H29）→ 目標 60 人以上（H30）</p>	
事業の達成状況	<p>アウトプット：・新たな後期研修医の確保（3 人） ・他大学への短期派遣研修の参加人数（2 人）</p> <p>アウトカム：産科医師数の維持・確保 60 人（H29）→61 人（H30）</p>	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 研修プログラム等への支援を行うことにより、新たな産科医師を確保し、本県の産科・周産期医療提供体制の充実・確保が図られ、目標が達成できた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 毎年度、研修内容の検証及び改善等を行っている事業であり、効率的に事業が執行されている。</p>	
その他		